

資料 1 1 1 – 1

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定

(諮詢第3134号)

〈 目 次 〉

1	答申書（案）	1
2	概要	6

(参考)

情 郵 審 第 * 号
令 和 3 年 3 月 * 日

総務大臣
武田良太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷一照

答申書(案)

令和3年1月22日付け諮問第3134号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、諮問のとおり制定することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 に関する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和3年1月23日（土）から同年2月22日（月）まで
- 意見提出件数：5件（法人・団体：1件、個人：4件）
- 意見提出者：

	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	個人A
3	個人B
4	個人C
5	個人D

電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 に関する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>電気通信事業法第 27 条の 3 等の適用を受ける「特定関係法人」については、その要件の一つである「政令で定める特殊の関係」に対し、「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない」と定められていますが、当該範囲は総務省にて予めご判断される認識であります。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 4 条の 2 の 2 に定める「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない」との範囲については、予め総務省が定めているものではなく、個別の事例に即して総務省が該当性を判断するものと承知しています。</p>	無
<p>MNO の特定関係法人としてジェイコム地域会社（11 社）を加える事は英断だと思われます。</p> <p>ジェイコム地域会社が定期的に行う CATV の引き込みがされている住宅への「点検」の際に明らかに不必要的 CATV サービスと KDDI から卸売りを受けているネット・電話サービスの「執拗な勧誘」を高齢世帯や前述サービスの必要性を判断できない若年層が居住するワンルームマンションで行っています。</p> <p>ジェイコム社の wikipedia で定期的に「点検商法」と記載され、ジェイコム社社員が wikipedia を消しているため世間的な認知度はそれほど高くはないですが、ジェイコム社が KDDI 社と提携前から恒常的に行っており、国民生活センターでも相当な苦情相談がありながら長年放置されてきた社会的問題であります。</p> <p>今回の指定はジェイコム社以外にも類似の行為を行う悪質な地域系 CATV にもこれ以上不当な勧誘やならシェアに関わらず電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用を適応する警告にもなると思われます。</p> <p>それでも収まらないなら既に電気通信事業法第 27 条の 3 の規定の適用が行われている NTT が CATV 事業を展開しやすい規制緩和をして地域系 CATV より安い値段のサービスを提供できるようにして地域系 CATV の淘汰を図っても良いかと思われます。</p> <p>（NTT の独占性は高まりますが、社会問題化している地域系 CATV の不当勧誘を放置するよりはマシかと）</p> <p>【個人 A】</p>	<p>○ 本案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 27 条の 3 の規律の対象となる電気通信事業者は、施行規則第 22 条の 2 の 15 等の基準に基づき、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、その特定関係法人及び仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち利用者数の割合が 0.7% を超えるものが指定されるものであり、不当な勧誘の有無等に基づき指定されるものではないと承知しています。</p>	無

<p>電気通信事業法第27条の3等の通信契約の解除を行うことを不当に妨げる行為に他社の契約に変更すると光回線は住居に穴あけをしないといけなくなるという事実でない説明をする事を加えるべきである。</p> <p>NTT東西が行っている新たな工事方法では壁に穴を空けずに窓・ドアの隙間から光ファイバーケーブルを室内に引き込むことが可能となっておりこの技術は競合事業者でも実現可能であるため、解約を引きとどめる為に虚偽説明を行う可能性が高い。</p> <p>電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者及び同事業者の回線契約を取り扱う代理店に関しても虚偽説明の禁止を徹底させるべき。</p> <p>https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/images/img_201223_01_02.jpg</p> <p>https://flets-w.com/topics/2020/20201223b.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、虚偽説明（不実告知）については、法第27条の2第1号において、電気通信事業者に対する禁止行為として定められているものと承知しています。 	無
<p>【個人A】</p> <p>全体で160000000契約もある携帯電話網の中でたかが1000000契約のMVNOがどれほど影響力を持つるというのか</p> <p>規制対象の枠を一つ間違えているとしか思えない</p> <p>MNO三社及びUQ mobile、Y!mobileにある程度の規制をかけるのは過去の経緯から仕方がないかもしねないが、それ以外の民間企業(楽天mobileやJ:COMmobileも含)に監督官庁が不用意な縛りをかけるべきではない</p> <p>規制するのは現在の規制基準からもう一枠増えて一千万契約が見えてきてからで十分と考える</p> <p>【個人B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者に係る利用者数の割合を0.7%とする規定の整備については、令和元年8月23日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を受けて制定されたものです。 ○ 当該割合は、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めているものであり、総務省がそれらの状況などに変化がある場合に、必要に応じて見直しを検討していくこととしているものと考えます。 	無
<p>このルール自体、値下げを促すとは考えにくい。</p> <p>KDDIのKCCSとJCOMグループを指定しても競争にはならない。</p> <p>日本の販売方法として、SIM（通信役務）と電話機販売をセットにしてしまっている現状を変えないと、値下げをするたびに、販売する代理店の手数料収入が減ってしまう。手数料が減るとネット販売が主流となり、高齢化社会には対応ができない、事業者間での流動がなくなる。</p> <p>国や政府の政策では、過干渉すぎであり、電話機と通信役務を変えないなら、市場を活性化するための施策が必要で、いわゆる縛りをやめさせることと、料金の値下げの2本立てで良いのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年10月に施行された改正電気通信事業法により、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止の措置がなされるなど、総務省においてはモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けて取り組んでいるものと承知しています。 ○ その他、いただいた御意見については、参考として承ります。 	無

<p>また、通信については、NTT 出身者が通信建設会社にいる以上、公正に運営などできるはずがない。ここもしっかり監視すべきではないか？</p>	<p>【個人C】</p>	
<p>株式会社ジェイコム(以下 JCOM)及び関連地域会社を電気通信事業法の規制指定に追加する件について、JCOM は KDDI の配下にあり、またケーブルテレビ事業において au スマートバリューと称した割引行為を行っていることもあり、概ね妥当であると考えます。</p>	<p>【個人D】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本案への賛同の御意見として承ります。 ○ なお、法第 27 条の3の規律の対象となる電気通信事業者は、施行規則第 22 条の 2 の 15 等の基準に基づき、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、その特定関係法人及び仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち利用者数の割合が 0.7%を超えるものが指定されるものであり、割引行為の有無等に基づき指定されるものではないと承知しています。 	<p>無</p>



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和3年3月
総務省
総合通信基盤局

- ・モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3等において、携帯電話事業者・代理店に対する規律を規定。

- ・対象役務※は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)

- ・**対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(現行の告示で指定する対象事業者は合計24社)及び販売代理店**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定。

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を規定。違反した場合には業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種の買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

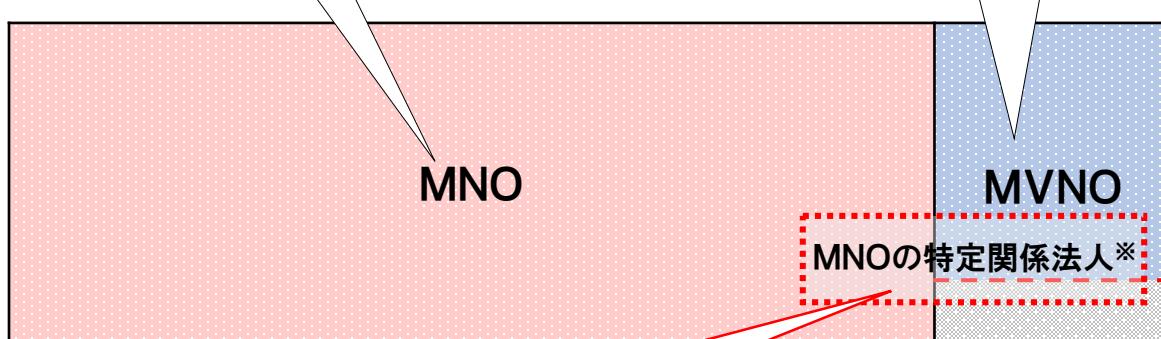
- 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定(現行の告示は、令和2年総務省告示第338号)。
 - ・MNO及びMNOの特定関係法人(移動電気通信役務を提供している者)については全事業者
 - ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO:全て指定

(自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないと考えられないため。)

MVNO:利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

(利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないと考えられないため。)



MNOの特定関係法人(移動電気通信役務を提供している者):全て指定(潜脱防止のため。)

【計算方法】

- ・毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

- KDDIの特定関係法人であり、移動電気通信役務を提供している**ジェイコム地域会社(11社)**及び**京セラコミュニケーションシステムの計12社**※を指定するもの。

※ 同12社は、移動電気通信役務を提供するKDDIの特定関係法人であるにもかかわらず、KDDIからの電気通信事業報告規則に基づく特定関係法人に係る報告(令和2年3月末時点)において、報告がなされていなかったもの。

- その他、NTTドコモの特定関係法人である**NTT BP**が新たに移動電気通信役務を提供することから、指定するもの。
- 上記を踏まえ、現行の告示(令和2年総務省告示第338号)を廃止し、**計37社を指定する告示を新たに制定**する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
・ NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTネオメイト ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメディアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IIJ ・ オプテージ ・ ○△事業者 ・ ×××事業者 <p>↑ シェアが0.7%超</p>
・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京セラコミュニケーションシステム ・ ジェイコム地域会社(11社) ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグローブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分ケーブルテレコム ・ ケーブルネット下関 ・ ジェイコムウエスト ・ ジェイコム九州 ・ ジェイコム埼玉・東日本 ・ ジェイコム札幌 ・ ジェイコム湘南・神奈川 ・ ジェイコム千葉 ・ ジェイコム東京 ・ 土浦ケーブルテレビ ・ 横浜ケーブルビジョン
・ ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウィルコム沖縄 ・ SBパートナーズ ・ 汐留モバイル ・ ヤフー ・ LINEモバイル 	
・ 楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	<p>計37社 (現行は計24社)</p>

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和二年総務省告示第三百三十八号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

- 一 株式会社 NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インター・ネットイニシアテイブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄
- 九 SBBパートナーズ株式会社

- 十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 十一 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
- 十二 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 十三 株式会社エヌ・ティ・ティ・ティピード・シーコミニケーションズ
- 十四 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十五 エヌ・ティ・ティ・メディアプライ株式会社
- 十六 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- 十七 大分ケーブルテレビコム株式会社
- 十八 株式会社オプティージ
- 十九 京セラコミュニケーションシステム株式会社
- 二十 株式会社ケーブルネット下関
- 二十一 株式会社ジエイコムウエスト
- 二十二 株式会社ジエイコム九州
- 二十三 株式会社ジエイコム埼玉・東日本
- 二十四 株式会社ジエイコム札幌
- 二十五 株式会社ジエイコム湘南・神奈川

- 二十六 株式会社ジエイコム千葉
- 二十七 株式会社ジエイコム東京
- 二十八 汐留モバイル株式会社
- 二十九 株式会社ソラコム
- 三十 中部テレコミニケーション株式会社
- 三十一 土浦ケーブルテレビ株式会社
- 三十二 株式会社ドコモCS
- 三十三 ビッグローブ株式会社
- 三十四 ヤフー株式会社
- 三十五 横浜ケーブルビジョン株式会社
- 三十六 LINEモバイル株式会社
- 三十七 楽天コミュニケーションズ株式会社